

4) その他

(1) 農地・農業用施設災害復旧事業

農地・農業用施設災害復旧事業は、異常な天然現象により被害を受けた農地や農業水路、農道などの農業用施設を早急に従前の効用を回復させるための事業。

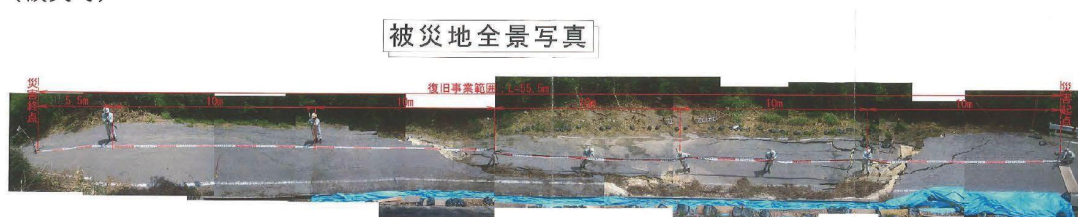
関係法令：「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（通称「暫定法」）

その他、農地の保全に係る海岸保全施設や地すべり防止施設が被害を受けた場合の復旧として、海岸保全施設等災害復旧事業がある。

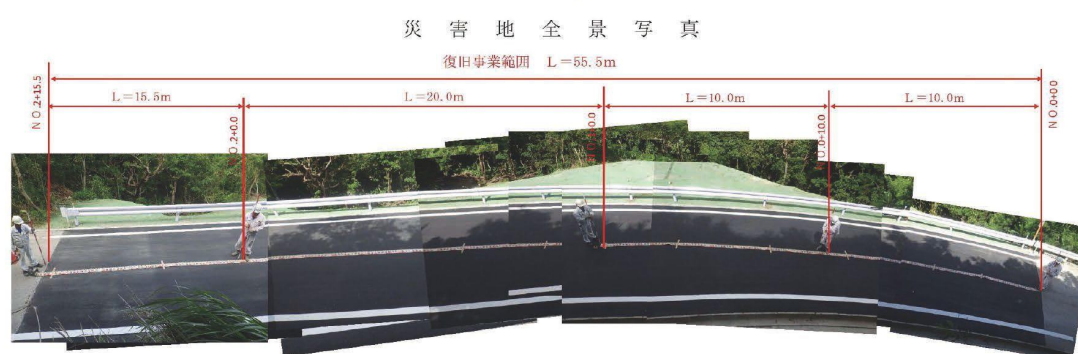
関係法令：「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」（通称「負担法」）

【道路復旧状況】平成29年災 小橋川地区(西原町)

(被災時)



(復旧後)



【海岸保全施設復旧状況】平成24年災 慶佐次地区(東村)



(被災時)



(復旧後)

農地・農業用施設及び海岸保全施設災害復旧事業の実施状況

(単位：地区、百万円)

事業名	令和4年		令和5年		令和6年	
	地区数	査定額	地区数	査定額	地区数	査定額
農地災害復旧事業	0	0	0	0	3	62
農業用施設災害復旧事業	10	126	13	515	10	374
海岸災害復旧事業	0	0	1	14	0	0

(2) 土地改良区の設立・解散の推移

沖縄県の農業基整備は復帰後に本格的に始まったことから、新規設立の土地改良区が339地区と急増したが、統廃合も278地区と急速に進展しており、土地改良区数は平成2年度の232地区をピークにその後減少し、令和7年6月現在で49地区となっている。

(2) 土地改良区の設立・解散の推移

沖縄県の農業基整備は復帰後に本格的に始まったことから、新規設立の土地改良区が339地区と急増したが、統廃合も278地区と急速に進展しており、土地改良区数は平成2年度の232地区をピークにその後減少し、令和7年6月現在で49地区となっている。

(单位:地区)

	土地改良区数 (R7.6)	ピーク時の 土地改良区数	
沖 縄	49	H2	232
全 国	4,043	S36	13,163

1. 復歸前の土地改良区

1. 復帰前の土地改良区

本土復帰前は琉球政府により制定された土地改良法（1958年12月1日立法90号）に基づき、土地改良事業が施行されるとともに土地改良組合が設立された。昭和27年に名護市の内原土地改良区が設立されたのが県内土地改良の第1号であり、43土地改良区が設立された。なお、本土復帰に伴い、日本政府制定の土地改良法に基づく土地改良区としてのみなし規定の適用を受けた。

【組合員数の多い土地改良区】

土地改良区名	：宮古
設立年月日	：平成元年8月14日
地区面積	：9,489ha
事業概要	：国営かんがい排水事業
組合数	：8,994人

2. 復帰後の土地改良区の新規設立

復帰以降は、事業費の増大とともに土地改良区の設立も活発となり、昭和47年に25地区の設立があり、ピークを記録した。しかし、昭和47、48年当時の土地改良区は、主にかんぱつ対策事業等の小規模な水源施設整備の事業が多く、運営基盤は脆弱であった。

昭和50年頃より10地区を越える設けが続き、昭和59年度に24地区と二度目のピークを迎えたが、その後、事業主体を市町村が担う事業地区等が多く創出され、昭和61年度からほぼ横這いの10地区程度となり、平成4年度から減少し平成14年度以降は1地区程度の新規設立となった。

【地区面積の小さな土地改良区】

土地改良区名：うるま市石川東山
設立年月日：昭和51年1月7日
地区面積：10.3ha
事業概要：かんがい排水事業
組合数：22人

3. 復歸後の土地改良区の統廃合

県内の土地改良区の解散は、昭和48年度に南風原町の南風原土地改良区が初めての解散を行い、以降287地区の解散を実施している。そのうち、合併によるものは、49地区となっている。

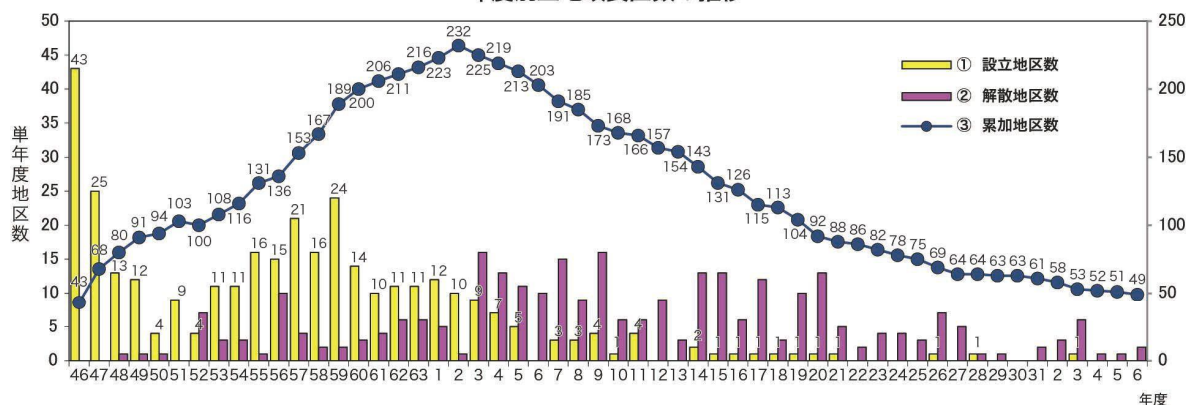
解散については、主に昭和52～56年度の解散命令により18地区が解散した以外は、総会での議決によるものとなっている。

【設立年の古い土地改良区】
土地改良区名：下地町中部
設 立 年 月 日：昭和30年6月19日
地 区 面 積：80ha
事 業 概 要：琉球政府管
かんがい排水事業
組 合 数：135人

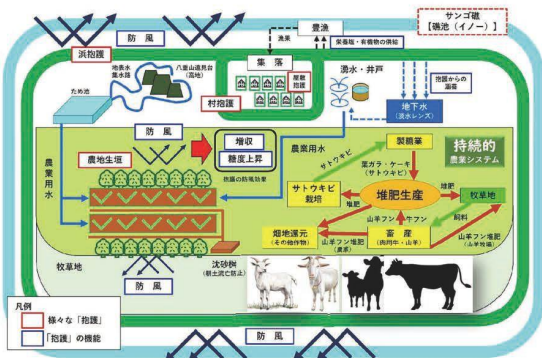
土地改良区数の推移（令和7年6月現在）

		昭和										平成										1次計画目標130地区 (H6～15)										2次計画目標70地区 (H20～24)										令和		(単位:地区)														
年 度		46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2	3	4	5	6	計		
①設立地区数		43	25	13	12	4	9	4	1	1	1	16	15	21	16	24	14	10	11	11	12	10	9	7	5		3	3	4	1			2	1	1	1	1	1	1				1	1					1			340						
②解散地区数				1	1	1					7	3	1	10	4	2	3	4	6	5	6	1	16	13	11		10	15	9	16	6	4	9	3	13	13	6	12	3	10	13	5	2	4	4	3	7	5	1	1		2	3	6	1	1	2	291
③累加地区数		43	68	80	91	94	103	100	108	116	131	136	153	167	189	200	206	211	216	223	232	225	219	213	203	191	185	173	168	166	157	154	143	131	126	115	113	104	92	88	86	82	78	75	69	64	64	63	63	61	58	53	52	51	49	49		

年度別土地改良区数の推移



(3) 日本農業遺産認定記念ページ

日本農業遺産
沖縄県多良間地域琉球王国時代の「抱護（ポーク）」が育む
多良間島の持続的島嶼農業システム

多良間島における農業システム

令和7年1月に日本農業遺産認定地域として、本県から「沖縄県多良間地域（琉球王国時代の「抱護（ポーク）」が育む多良間島の持続的島嶼農業システム）」が初認定を受けました。

抱護によって育まれる循環型農業や、独特のランドスケープ、生物多様性、地域資源利用が、持続的な農業システムとして一体的なストーリーで説明されている。日本国内にとどまらず、世界に誇れるシステムとして高いポテンシャルを有していると評価されています。

<ポイント>日本農業遺産とは…

社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある伝統的な農林水産業と、それに密接に関わって育まれた文化、ランドスケープ、農業生物多様性などが相互に関連して一体となった、我が国において重要な伝統的農林水産業を営む地域（農林水産業システム）として、農林水産大臣が認定するものです。

<認定基準>

- ① 食料及び生計の補償 ② 農業生物多様性 ③ 地域の伝統的な知識システム
④ 文化、価値観及び社会組織 ⑤ ランドスケープ及びシースケープの特徴
⑥ 変化に対するレジリエンス ⑦ 多様な主体の参画 ⑧ 6次産業化の推進の基準をクリアする必要があります。

<認定状況>

令和7年9月時点で、全国28地域が認定されており、うち17地域は世界農業遺産認定地域となっています。

詳細については以下のQRコードからご確認ください。

日本農業遺産ページ
(農水省HP)多良間地域PR資料
(農水省HP)多良間地域プレゼン動画
(youtube)

出典：農林水産省ホームページ
資料提供：多良間村総務財政課